

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子供たちの利用料（保育料）が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

### 幼児教育・保育の無償化の主な例



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、国が定める基準を満たすことが必要。  
(ただし、基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間を設け無償化の対象とする。)

(注3) 上記のほか、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外ですので、これまでどおり保護者の負担になります。